

A I 活用力向上研修実施業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、A I をあらゆる分野で積極的に活用することで、より質の高い市民サービスを提供するとともに、庁内業務の高度化・効率化と職員の働き方改革を推進することとしている。

本実施要領は、本市におけるA I 活用を推進するための人材育成研修を外部の専門事業者に委託するA I 活用力向上研修実施業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

A I 活用力向上研修実施業務

(2) 業務実施場所

広島県呉市中央4丁目1番6号ほか

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 業務内容

別添「A I 活用力向上研修実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

(5) 提案上限額

2, 500, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※提案上限額を超えた提案は受け付けない。

※提案上限額は仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

3 スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和8年7月15日（水）
質問の受付期限	令和8年7月23日（木）17時まで
質問への回答期限	令和8年7月30日（木）
参加申込関係書類の提出期限	令和8年8月6日（木）17時まで
提案書等の提出期限	令和8年8月17日（月）17時まで
A I 活用力向上研修実施業務事業者選定委員会の開催	令和8年9月4日（金）～9月10日（木）のいずれか1日
優先交渉権者の選定結果通知	令和8年9月15日（火）～9月18日（金）のいずれか1日

※上記スケジュールは変更する場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 本実施要領の公告の日から参加申込関係書類提出日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名

停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人に呉市税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
- (5) 国（特殊法人等を含む。）、地方公共団体の職員（教職員を含む。）又は民間企業・団体に対して、過去3年以内（令和5年4月1日以降）に、本業務と類似の業務を実施した実績（以下「本業務と類似の業務受託実績」という。）について、次のいずれも満たすこと。
 - ア 2団体以上に実施した実績を有すること。
 - イ 同一のカリキュラムを流用したものではなく、研修のテーマ又は対象が異なる研修を3種類以上実施した実績を有すること。
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団と関係する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、令和8年7月23日（木）17時まで（必着）に、電子メールにて「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載するE-mailアドレス宛に提出するとともに、送信確認の電話をすること。

なお、メールのタイトルは「質問書（業者名）AI活用力向上研修実施業務」とすること。

(2) 質問への回答

令和8年7月30日（木）までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、本市のホームページにおいてもその内容を公開する。なお、質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、本実施要領及び仕様書の内容の修正又は追加とみなす。必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加して本市のホームページに公開するので必ず確認すること。

質問受付の期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、本プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 参加申込関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す参加申込関係書類一覧表のAからKまでを提出すること。ただし、本市の「令和7～令和10年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿」に登録されている者は当該一覧表のAからCまでを提出することとする。

(1) 参加申込関係書類一覧表

	書類名	様式等	正本
ア	参加申込書兼誓約書	様式第2号	○
イ	会社概要	任意書式 会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、従業員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。	○
ウ	滞納がないことの証明書	〔国税〕 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 〔市税〕 滞納のない証明書 (いずれも提出日前3か月以内に作成されたもの) (いずれも写し可)	○
エ	事業実績一覧表及びその添付書類	様式第3号 本業務と類似の業務受託実績を記載すること。また、実績については、4(5)の要件を満たす、実施した研修の概要(1枚ずつ程度)を添付すること。正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○
オ	暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書	様式第4号	○
カ	登記事項証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。 (写し可)	○
キ	印鑑証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。 (写し可)	○
ク	財務諸表	任意様式 貸借対照表及び損益計算書の写し(直前期1事業年度分)	○

(2) 提出手続

提出期限 令和8年8月6日(木) 17時まで(必着)

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出部数 正本1部

提出方法 持参又は郵送(送受履歴が追跡可能な方法に限る。)

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとし、電話連絡の上、持参すること。

なお、本市が参加資格要件を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

(3) 参加辞退

参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届(任意様式)を書面で提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出する書類は、次に示す提案書等一覧表のアからウまでとし、原則として日本産業規格

A列4番（以下「A4判」という。）の用紙を縦に使用した上で、横書きで2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本（同表のア～ウ）、15部は提案者名（略称やロゴマーク等を含む）を記載していない副本（同表のイ及びウ）として提出すること。

また、正本と副本のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

< 提案書等一覧表 >

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案書送付書	様式第5号	○	
イ	提案書	任意書式（頁番号を付すこと） 「8 優先交渉権者の選定方法（1）評価方法」に示す評価項目の順序、内容により漏れなく作成すること。この場合において、目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。また、本業務と類似する研修の実施実績（提案者名・社名等が特定できる情報を除いたもの）及び4(5)の要件を満たす、実施した研修の概要（1枚ずつ程度）を含めること。 ※応募者が5者を超える場合は、書類審査を行い、令和8年8月24日（月）17時までに応募事業者へ結果を連絡する。プレゼンテーションに進める事業者は上位5者とする。	○	○
ウ	見積書及びその添付書類	様式第6号 A4判。算出根拠を記した資料（任意書式）も合わせて添付すること。	○	○

(2) 提出手続

提出期限 令和8年8月17日（月）17時まで（必着）

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出方法 持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとする。

なお、電話連絡の上、持参すること。

受付通知 提案書等の提出後、提案書等受付通知を送付する。

(3) 提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

8 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、A I 活用力向上研修実施業務事業者選定委員会が次の評価項目に沿って提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。

【評価項目一覧】

項 番	評価項目	評価の視点	配 点
1	本業務に対する基本的な考え方	本市がA I 活用人材の育成を推進する背景・目的を正確に理解しており、本業務に対する取組方針が明確かつ具体的に示されているか。	5
		呉市の組織体制・業務特性・職員のI Tリテラシー等を踏まえた、本市に特化した研修を提供できる方針が示されているか。	10
2	本事業の推進に係るマネジメント	事業計画書の作成方針、進捗管理・情報共有の方法が具体的かつ実現可能な形で示されており、円滑な事業推進が期待できるか。	5
		本業務を担う責任者・担当者の専門性・経験が明確に示されており、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。また、自治体業務に関する知見を有する人材が配置されているか。	20
3	全体研修の実施	A I の基礎知識・他自治体の活用事例・A I が効果を発揮する業務の特徴など、必要な内容が網羅されており、全庁職員の意識醸成と事業企画能力の向上に資する実践的な内容となっているか。	10
		全庁職員を対象とした研修として、参加しやすい開催方法（対面・オンライン等）や、受講者の理解・関心を高めるための工夫（演習・事例紹介等）が提案されているか。	30
4	少人数ワークショップの実施	他市事例を活用したA I 業務改善シミュレーションや業務フロー見直しの演習など、「A I で業務を変える」成功体験を疑似的に体験させるための具体的かつ実効性の高いプログラムが提案されているか。	10
		ワークショップを通じて、業務に適用できるA I を選定する能力及びA I を活用した具体的な業務改善計画を立案する能力を習得させるための手法・内容が適切に示されているか。	30
5	伴走型支援（フォローアップ）の実施	ワークショップ受講者がA I 導入に向けた企画立案・予算要求を実践できるよう、継続的かつ実践的な支援内容が具体的に示されているか。また、支援の頻度・方法が受講者の定着を図るうえで適切か。	10
		本市が推進するB P R（業務改革）と連携し、A I を活用した業務改善を現場で実践・定着させるための具体的な支援方針・手法が示されているか。	30

項 番	評価項目	評価の視点	配 点
6	独自提案	仕様書に定める内容を超えた、本市の職員のA I活用力向上に資する独自のアイデア・手法等が提案されており、その実現可能性及び効果が期待できるか。	5
		今後2～3年の長期的な視点でのA I活用人材育成の方向性・継続的な取組についての提案（取組に必要となる費用見積を含む）が示されているか。	20
7	本業務と類似の業務受託実績	本業務と類似の業務受託実績が妥当なものか。	10
8	価格の妥当性	5点×（最低見積額※／提案見積額） 小数点第1位以下四捨五入 ※この募集で提案された各見積額のうち一番低いもの	5
	合 計		200

(2) プレゼンテーション

提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）は、次に示すプレゼンテーションを行う。

実施場所 呉市役所本庁舎会議室（予定）

実施日時 令和8年9月4日（金）～9月10日（木）のいずれか1日

※場所及び時間は、別途通知する。

実施方法 提案者ごとに提案内容の説明（準備5分、発表15分、質疑15分）予定

- そ の 他
- ・提案書に記載のない新たな提案は認めない。
 - ・本実施要領「8 優先交渉権者の選定方法（1）評価方法」を踏まえた内容を説明すること。
 - ・パワーポイント等のプレゼンテーションソフトや、インターネットの利用も可能とするが、必要な機器等は提案者が用意すること。
 - ・プレゼンテーションに参加できる人数は、4名以内とすること。
 - ・パソコンの持込み利用は可能とする。
 - ・プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。
 - ・Z o o mを用いたオンラインでの説明も可能とする。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が1番高い提案者（1位）を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 評価点の合計が配点の合計の6割に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果の通知

令和8年9月15日（火）～9月18日（金）のいずれか1日に提案者へ文書で通知する。また、優先交渉権者については当該交渉権者の名称及び評価結果を、次点交渉権者については評価結果を本市のホームページに掲載する。

9 契約手続等

- (1) 本市は、選定された優先交渉権者と協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 本市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により本業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と再度協議を行う。
- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵（かし）等が判明した場合、決定を取り消すものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 応募者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を原則行う。
- (5) 本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 提案者が、参加申込関係書類提出の日から優先交渉権者の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - イ 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市総務部行政改革デジタル推進第2課が、その対応を決定する。

11 本業務に関する問合せ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市総務部行政改革デジタル推進第2課

電話番号 0823-25-3258

E-mail gyodigi-2@city.kure.lg.jp